

ひとり親家庭のみなさんへ

このしおりは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のみなさんに関わりのある制度等を紹介したものです。どうぞご利用ください。



平成 28 年度

茨城県保健福祉部子ども政策局
子ども家庭課

—ひとり親家庭の皆様を応援します！—

県や市町村などでは、ひとり親家庭の皆様へ、様々な支援を実施しております。お一人で悩まず、まずは最寄の相談窓口へご連絡ください。

仕事に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・仕事に関する相談がしたい。アドバイスがほしい。	(1 ページ) I-1, I-2
・仕事に就くための資格取得を支援してほしい。	(1 ページ) I-3, I-4, (2 ページ) I-5, I-6
・仕事をあっせんしてほしい。	(1 ページ) I-2, (2 ページ) I-7, I-8

家計などお金に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・経済的な援助を受けたい。	(3 ページ) II-1, (4 ページ) II-2
・子どもの学費に関する支援がほしい。	(3 ページ) II-1, (4 ページ) II-2
・その他生活費や養育費などに困っている。	(5 ページ) II-3, II-4

生活に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・ひとり親になったけれど、これからどうすればいいか相談したい。	(6 ページ) III-1, III-2
・子育てや医療費などへの支援がほしい。	(6 ページ) III-3, III-4, III-5, III-6, III-7
・安心して暮らせる場所などについて相談したい。	(7 ページ) III-8, III-9

相談先に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・どこに相談すればいいのかわからない。 ・どのような支援機関があるか知りたい。 ・支援機関の所在地や連絡先が知りたい。	(8,9 ページ) 県や市町村の相談窓口をまとめました。住所や電話番号確認にご利用いただけます。

I 仕事に関する支援

仕事に関する相談等の支援

I-1 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給されている方が、就職や転職するにあたり、各県民センター県民福祉課（地域福祉室）又は福祉相談センター地域福祉課に配置されている母子・父子自立支援プログラム策定員が、個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、必要に応じ、ハローワーク等との連携をとりながら自立をサポートする事業です。

お問い合わせ先	各県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	-------------------------

I-2 母子家庭等就業・自立支援センター

茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて、母子家庭の母等に対する就業支援サービスを始め、生活相談など各種支援サービスを提供しています。

お問い合わせ先	【母子家庭等就業・自立支援センター】 〒310-0011 水戸市三の丸1丁目7番41号 いばらき就職・生活総合支援センター3階 TEL 029-233-2355（直通）
---------	---

仕事に就くための資格取得に関する支援

I-3 自立支援教育訓練給付金事業

あらかじめ受講する講座の指定を行ったうえで講座を修了した場合、一定の割合で自立支援教育訓練給付金を給付します。ただし、既に講座の受講を開始されている方は、対象外となります。

〈対象者〉 以下のいずれも満たす母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さん

- ①児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある方
- ②雇用保険法による教育訓練給付金制度の受給資格のない方

〈対象講座〉 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など

〈支給額〉 受講料の6割相当額（上限額20万円）

お問い合わせ先	各県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	-------------------------

I-4 高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利で、生活の安定に役立つと県が指定した資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に、給付金を支給します。

〈対象者〉 以下のいずれも満たす母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さん

- ①児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある方
- ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③就業又は育児と修業の両立が困難である方

※過去に当給付金を受給されていた方は対象外となりますのでご注意ください。

〈対象資格〉 ①看護師(准看護師を含む。) ②保育士 ③介護福祉士 ④作業療法士 ⑤理学療法士
⑥歯科衛生士 ⑦美容師 ⑧社会福祉士 ⑨製菓衛生士 ⑩調理師

〈支給額〉 住民税非課税世帯：月額100,000円

住民税課税世帯：月額70,500円

〈支給期間〉 修学する全期間（上限3年）

※ 本事業を利用するためには、就学前に受給資格の審査や資格取得の見込み等について、事前相談を行うことが必要となります。

お問い合わせ先	県内町村にお住まいの方	各県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
	県内市にお住まいの方	市の母子父子福祉担当課（8ページ）

I-5 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金等事業を利用して、就職に有利な資格の取得を目指す方に対し、養成機関の入学準備金と卒業時の就職準備金を貸し付けます。※融資制度ですので、原則償還（返還）が必要です。

〈貸付額〉 入学準備金：500,000円

就職準備金：200,000円

※養成機関卒業後、1年以内に就職し、県内において、5年間就業を継続した場合、返還免除になります。

お問い合わせ先 茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）

I-6 離職者等訓練事業（託児サービス付き）

パソコンの基礎から応用までの操作方法、簿記会計の知識等、就職に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を行います。小学校就学前の児童を持つ保護者が、訓練を受講する間、代わって保育する者がいない場合に託児サービスを利用できる場合があります。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク又は県立産業技術専門学院（9ページ）

仕事のあっせんなどに関する支援

I-7 トライアル雇用制度

母子家庭のお母さん等を対象に、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用をいいます。）への移行を前提に、一定期間、試行雇用を行い、適性・能力等について求人事業主との相互理解を深め、安定的な就業の場の確保を図ります。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク（9ページ）

I-8 生活保護受給者等就労自立促進事業

地方自治体（福祉事務所等）とハローワークが連携して生活保護受給者の方々への就職支援を行う事業です。個々人にあった就労支援メニューを提供しながら両者共同で早期の就職を目指します。

お問い合わせ先 各地方自治体生活保護担当部署又はお近くのハローワーク（9ページ）



II 家計などお金に関する支援

家計や子の学費などに対する経済的な支援

II-1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭の方などに対して、下記の資金を貸し付けます。※融資ですので、償還（返済）が必要です。

＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧＞

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額			据置期間 (最長)	償還期限 (最長)	利率	
		学校等種別	通学区分	限度額 (月額・円)				
修学資金	20歳未満の児童が高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な費用(授業料、書籍代、交通費等) ※日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている方については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を行います。 ※他の機関の同種の資金との併用は不可	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	就学終了後 6か月	20年以内	無利子 (原則親が借受人。子が借受人の場合は親等が連帯保証人になること。親が借受人の場合は連帯保証人は不要；修業資金、就職支度資金(児童に係るものに限る)及び就学支度資金についても同様)
				自宅外通学	34,500			
			私立	自宅通学	45,000			
				自宅外通学	52,500			
		高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500 (4・5年次は 67,500)			
				自宅外通学	33,750 (4・5年次は 76,500)			
			私立	自宅通学	48,000 (4・5年次は 79,500)			
				自宅外通学	52,500 (4・5年次は 90,000)			
		短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	76,500			
			私立	自宅通学	79,500			
				自宅外通学	90,000			
		大学	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	76,500			
私立	自宅通学		81,000					
	自宅外通学		96,000					
専修学校(一般課程)			48,000					

(次のページに続きます。)

＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧（続き）＞

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間（最長）	償還期限（最長）	利率
就学支度資金	20歳未満の児童が小学校、中学校、高校、大学及び修業施設に入学、入所するために必要な費用（被服費等） ※他の機関の同種の資金との併用は不可	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校 160,000円※ 修業施設等 100,000円※ 私立高校 420,000円※ 国公立大学等 380,000円※ 私立大学等 590,000円※ ※自宅通学の場合は、10,000円差引いた額	就学終了後 6か月	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子 (修学資金に同じ)
技能習得資金	父母が事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するための費用（訪問介護員、パソコン、栄養士等）	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
修業資金	20歳未満の児童が事業を始めたり就職するために必要な知識技能を習得するために必要な費用	月額 68,000円 (高3在学中で就職希望の児童が運転免許を取得する場合) 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年	6年以内	無利子 (修学資金に同じ)
就職支度資金	父母又は20歳未満の児童が就職するために直接必要な費用（被服等の購入費等）	【一般】 100,000円 【特別】 330,000円	貸付けの日から 1年	6年以内	母：保証人有：無利子 保証人無：年1% 児童：保証人の有無に係わらず無利子
医療介護資金	1年以内の医療又は介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な費用	【医療】 340,000円 【特別】 480,000円 【介護】 500,000円	医療又は介護期間満了後 6か月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
生活資金	父母が、①知識技能を習得している間②医療若しくは介護を受けている間③母子家庭又は父子家庭になって7年未満④失業して1年以内の生活を安定・継続するために必要な生活費 ※③④については、おおむね6ヶ月以内に経済的自立が見込める方。	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円 (但し母が生計の中心者でないとき 69,000円)	知識技能習得後又は医療若しくは介護期間満了後又は失業貸付期間満了後又は生活安定貸付期間満了後 6か月	①技能習得 20年以内 ②医療又は介護 5年以内 ③生活安定貸付 8年以内 ④失業 5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な費用	1,500,000円 特別 2,000,000円	貸付けの日から 6か月	6年以内 (特別)7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
転宅資金	住居を移転するため住宅の賃借に際し必要な費用（敷金等）	260,000円	貸付けの日から 6か月	3年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童が婚姻に際し必要な費用	300,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等）を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 2,830,000円 団体 4,260,000円	貸付けの日から 1年	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人 1,420,000円 団体 1,420,000円	貸付けの日から 6か月	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%

- この資金の貸付けにあたっては、資金の必要性や返済についての審査があります。審査には日数を要しますので、余裕をもって相談してください。
- 償還の方法は、年賦、半年賦、月賦いずれかの元利均等償還です。
- この資金の償還にあたり滞納があった場合、元利金につき年5%の違約金が徴収されます。
- 融資をうけたいときは、事前調査等所要の手続きが伴います。

お問い合わせ先 各県民センター又は福祉相談センター（申請は市町村福祉担当課）（8ページ）

Ⅱ-2 母子福祉小口融資資金

みなさんが、日常生活のうえでお金が必要になったとき、10万円まで無利子で借りることができます（教育資金については、20万円まで）。

※この資金は、（社福）茨城県母子寡婦福祉連合会が貸付けを行っています。

お問い合わせ先 市町村の母子寡婦福祉会又は茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）

生活費・養育費に関する支援

Ⅱ-3 児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

〈手当を受ける資格〉

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、身体又は精神に障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している母親、監護し生計を同じくする父親、若しくはこれらの児童を養育している方です。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘束されている児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

〈支給を受けるための手続〉

手当を受けたいときは、お住まいになっている市町村の窓口申請してください。

〈手当の月額〉

○H28年4月から

- ・児童が1人の場合
全部支給：42,330円
一部支給：42,320円～9,990円（所得に応じて決定されます）
- ・児童2人目の加算額 定額 5,000円
- ・児童3人目以降の加算額（1人につき）
定額 3,000円

※H28年8月から、児童が2人以上いる場合の加算額が増額になります。

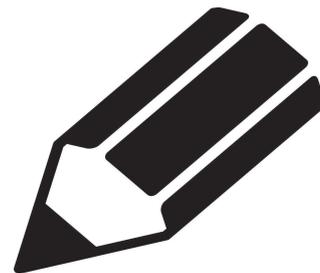
- ・児童2人目の加算額 全部支給：10,000円
一部支給：9,990円～5,000円（所得に応じて決定されます）
- ・児童3人目以降の加算額（1人につき）
全部支給：6,000円
一部支給：5,990円～3,000円（所得に応じて決定されます）

お問い合わせ先	お住まいの市町村、各県民センター又は福祉相談センター（8、9ページ）
---------	------------------------------------

Ⅱ-4 養育費相談員

離婚により未成年の児童を養育することになった母親が、経済的に困窮することがないように、養育費の取り決めや不払いについての相談に応じる養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置しています。

お問い合わせ先	茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）
---------	--------------------



Ⅲ 生活に関する支援

ひとり親に関する相談支援

Ⅲ-1 母子・父子自立支援員

県の県民センター県民福祉課（県内4カ所）及び福祉相談センター地域福祉課（水戸市）に勤務し、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付をはじめ、母子家庭、父子家庭や寡婦の方のあらゆるご相談に応じています。

お問い合わせ先	各県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	-------------------------

Ⅲ-2 母子・父子福祉センター

茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて各種の相談・生活指導などを行っています。また、宿泊施設、会議施設のご利用もできます。

お問い合わせ先	茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）
---------	--------------------

子育てや医療費などへの支援

Ⅲ-3 日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭の方が就職活動などの自立促進のため、又は疾病などの社会的理由により一時的に介護や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣が受けられる日常生活支援事業をご利用いただけます。

ご利用単位は、1時間若しくは2時間からとなっております。また、費用は利用者の所得に応じて、無料若しくは一部をご負担いただくことになります。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課又は市町村の母子寡婦福祉会（8ページ）
---------	------------------------------

Ⅲ-4 子育て短期支援事業

母子家庭等の方が病気や仕事などの理由で、お子さんの養育が一時的に困難になった場合に里親や施設でお子さんをお預かりします。また、費用は利用者の所得に応じて負担していただきます。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課（8ページ）
---------	-----------------

Ⅲ-5 ひとり親家庭医療費助成制度

18歳未満（障害がある場合や高校に在学している場合は20歳未満）の児童とその母又は父で一定の所得以下の方に対して、医療費を助成する制度があります。

お問い合わせ先	市町村の医療福祉担当課
---------	-------------

Ⅲ-6 鉄道（JR）定期券の割引

児童扶養手当の認定を受けている世帯の方が、通勤定期乗車券を購入する場合には割引制度（3割）があります。割引を受けたい方は、購入証明書（特定者用資格証明書（写真添付）及び特定者用定期乗車券購入証明書・市町村で発行）をJR各駅窓口へ提示のうえ、通勤定期乗車券を購入してください。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課（8ページ）
---------	-----------------

Ⅲ-7 親子すこやか交流事業

母子家庭、父子家庭等を対象にキャンプ又はレクリエーション等を各市町村の母子寡婦福祉会を単位として行います。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課又は市町村の母子寡婦福祉会（8ページ）
---------	------------------------------

生活場所などに関する支援

Ⅲ-8 母子生活支援施設

18歳未満のお子さんのある方で、生活指導や児童の保護を必要とされる方のための施設です。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課又は県の県民センター若しくは福祉相談センター（8ページ）
---------	---------------------------------------

Ⅲ-9 茨城県女性相談センター

女性相談センターは、さまざまな暴力、家庭内トラブル等、女性が抱える問題について相談に応じています。

お問い合わせ先	【茨城県女性相談センター】 〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 TEL 029-221-4166
---------	--



ひとり親家庭の方のための相談窓口・連絡先一覧

【茨城県の相談窓口】

■ 県民センター（福祉事務所）

県民センターでは、県の福祉施策の窓口として、みなさんの福祉に関するさまざまな仕事を幅広く行っています。お住まいの市町村のお近くの県民センターにお問い合わせ下さい。

事務所名	郵便番号	住所	電話番号	管轄市町村
県北県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒313-0013	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3321	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町
鹿行県民センター 県民福祉課	〒311-1593	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-6264	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市
県南県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒300-0051	土浦市真鍋 5-17-26	029-825-2035	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
県西県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒308-8510	筑西市二木成 615	0296-24-9156	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町
福祉相談センター 地域福祉課	〒310-0011	水戸市三の丸 1-5-38	029-226-1513	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村

【市町村の相談窓口】

市役所や町村役場の福祉担当課では、あらゆる福祉の窓口として、みなさんのいろいろなご相談に応じています。

市町村	母子福祉主管課	電話番号	市町村	母子福祉主管課	電話番号	市町村	母子福祉主管課	電話番号
水戸市	子ども課	029-232-9176	つくば市	こども課	029-883-1111	つくばみらい市	こども福祉課	0297-58-2111
日立市	子ども福祉課	0294-22-3111	ひたちなか市	児童福祉課	029-273-0111	小美玉市	子ども福祉課	0299-48-1111
土浦市	こども福祉課	029-826-1111	鹿嶋市	こども福祉課	0299-82-2911	茨城町	こども課	029-292-1111
古河市	子育て応援課	0280-92-3111	潮来市	子育て支援課	0299-63-1111	大洗町	こども課	029-267-5111
石岡市	こども福祉課	0299-23-1111	守谷市	児童福祉課	0297-45-1111	城里町	福祉こども課	029-288-3111
結城市	子ども福祉課	0296-32-1111	常陸大宮市	福祉課	0295-52-1111	東海村	子育て支援課	029-287-0896
龍ヶ崎市	こども課	0297-64-1111	那珂市	こども課	029-298-1111	大子町	福祉課	0295-72-1111
下妻市	子育て支援課	0296-43-2111	筑西市	こども課	0296-24-2111	美浦村	学校教育課	029-885-0340
常総市	こども課	0297-23-2111	坂東市	子育て支援課	0297-35-2121	阿見町	子ども家庭課	029-888-1111
常陸太田市	子ども福祉課	0294-72-3111	稲敷市	子ども家庭課	029-892-2000	河内町	福祉課	0297-84-2111
高萩市	子育て支援課	0293-23-2129	かすみがうら市	子ども家庭課	0299-59-2111	八千代町	福祉保健課	0296-49-3941
北茨城市	子育て支援課	0293-43-1111	桜川市	児童福祉課	0296-75-3156	五霞町	健康福祉課	0280-84-0006
笠間市	子ども福祉課	0296-77-1101	神栖市	こども課	0299-90-1205	境町	子ども未来課	0280-81-1301
取手市	子育て支援課	0297-74-2141	行方市	こども福祉課	0299-55-0111	利根町	子育て支援課	0297-68-2211
牛久市	こども家庭課	029-873-2111	鉾田市	子ども家庭課	0291-33-2111			

【その他の窓口】

■ 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会

母子家庭や寡婦の方の自立支援と福祉の向上のために、母子・父子福祉センターの運営などをはじめとした、様々な支援を実施しています。

〒310-0065 水戸市八幡町 11-52

● 法人事務局

TEL 029-221-7505

● 母子・父子福祉センター

TEL 029-221-8497

■ ハローワークマザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に、希望やニーズ・状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供等の再就職支援を行っています。

実施場所	ハローワーク水戸, ハローワーク日立, ハローワーク古河
------	------------------------------

■ ハローワーク（公共職業安定所）

名称	住所	電話番号
ハローワーク水戸	水戸市水府丁 1573-1	029-231-2050
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188
ハローワーク下妻	下妻市吉沢 34-1	0296-43-3737
ハローワーク土浦	土浦市真鍋 1-18-19	029-822-5124
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185
ハローワーク龍ケ崎	龍ケ崎市若柴町 1299-1	0297-60-2727
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働総合庁舎	0299-83-2318

■ 民生委員（児童委員・主任児童委員）

民生委員（児童委員・主任児童委員）は地区ごとにより、福祉事務所などと協力して活動し、生活に困っている方や、こども・家庭に関する心配ごとのある方などの相談相手となっています。

■ 県立産業技術専門学院

名称	住所	電話番号
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	029-269-2160
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	0294-35-6449
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林 572-1	0299-69-1171
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50	029-841-3551
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	0296-24-1714

発行：茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課

〒310-8555 水戸市笠原町 978番 6 TEL 029-301-3258